

○経済産業省告示第百六十六号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の規定に基づき、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の超音波探傷試験) 第十九条の二 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の超音波探傷試験は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車から取り外した状態で行うものとする。 一 一般財団法人日本自動車研究所基準 J A R I S O O 3 (2018) 二 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準第十四条に定める非破壊検査方法に従って行うこと。 三 次の基準のいずれをも満たす場合に合格とする。 イ 容器検査時に記録された傷について、容器検査時のエコー高さを超えるエコー高さが検出されないこと。 ロ 容器検査時に記録されなかった傷であつて、容器製造業者が設定する評価スリットのエコー高さの二分の一を超えるエコー高さが検出される傷がないこと。	〔新設〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。